

船舶インシデント調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成29年3月11日 10時15分ごろ
発生場所	北海道羅臼町羅臼港南方沖 羅臼港西防波堤灯台から真方位180° 1,300m付近 (概位 北緯44°00.3′ 東経145°11.9′)
インシデントの概要	漁船第二十八孝進丸は、航行中、海水に閉じ込められて運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年3月17日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八孝進丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-21259（漁船登録番号）、有限会社力ネタ村井漁業
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、気温 0℃、視界 良好 海象：潮流 南西流、潮汐 低潮時（07時01分）、高潮時（13時32分）
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、羅臼港南東方沖で操業を行った後、同港東南東方沖5.5海里（M）付近で僚船と共に操業を開始した。</p> <p>本船は、海水が支障となって操業できないので、平成29年3月11日09時00分ごろ僚船の後方に付いて羅臼港南方沖の海水の間隔が広いところに向けて航行した。</p> <p>本船は、羅臼港まで約1Mのところでは海水の間隔が狭くなったので減速し、10時15分ごろ同港南方沖で海水に閉じ込められた。</p> <p>本船は、機関を停止して後方にいた僚船にえい航索2本を送り、14時40分ごろ僚船の乗組員全員を本船に移乗させた。</p> <p>本船は、砕氷型巡視船に先導され、22時30分ごろ僚船をえい航して羅臼港に入港した。</p> <p>羅臼漁業無線局は、08時00分ごろ地元漁船に対して帰航するよう漁業用無線で注意を喚起していた。</p>
分析	<p>本船は、羅臼港東南東方沖において、海水が陸岸に向けて接近している状況下、帰航の時機を失したことから、同港南方沖を航行中、海水に閉じ込められ、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>海水は、本インシデント当時、風力2の東南東風が吹き、上げ潮の</p>

	南西流があったことから、陸岸に接近したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、羅臼港東南東方沖において、海氷が陸岸に向けて接近している状況下、帰航の時機を失したため、同港南方沖を航行中、海氷に閉じ込められたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業協同組合内において、海氷が接近した場合の出港中止基準、操業中止基準などを定めておくことが望ましい。 ・ 漁業無線局は、レーダーを活用することなどにより、積極的に海氷情報を入手し、地元漁船に対して適時かつ速やかに情報提供を行うことが望ましい。 ・ 地元漁船は、漁業無線局の情報などを積極的に入手し、海氷の接近が予測される場合には、出港を控えること。また、時機を失することなく操業を中止し、直ちに帰航することが望ましい。